

自由権規約委員会の総括所見フォローアップ及び個人通報制度

2009年12月4日、内閣府男女共同参画会議国際WG、岩沢雄司(東京大学)

1 国家報告審査の概要

報告、質問票、書面回答、総括所見

2 フォローアップ

(1) 条約機関間会合(2009年11月30日～12月2日)

フォローアップがテーマ

(2) 自由権規約委員会の総括所見フォローアップのやり方

2002年3月に総括所見フォローアップ特別報告者任命

項目選定(数、選定基準)

次回の報告書の期日設定、1年以内の情報提出、催促

提出された情報の評価、進捗報告書の公開会合での検討、NGOの情報提供

2009年3月の制度改善、評価の細分化

終了時期

2009年10月に採択した進捗報告書(オーストラリア)

3 個人通報制度の概要

自由権規約選択議定書は留保を付すことができ、撤回可能

通報者、書面手続、非公開、通報件数

暫定措置、通報作業部会

受理可能性要件

人的管轄

事項的管轄——規約との両立

時間的管轄

国内救済手段の完了

他の国際手続に係属中でないこと

通報権の濫用

十分な立証

救済措置

見解のフォローアップ